

# 第11回世羅町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年11月25日(木) 13時30分から
2. 開催場所 世羅町役場 南館3階 会議室2
3. 出席委員 14人

会長	1番	内海 武博			
会長職務代理者	2番	作田 博	3番	折元 文則	
	4番	上野 悟	5番	安井 弘之	6番 夏見 弘則
	7番	得納 逸二	8番	宮丸 和也	9番 鈴木 義昭
	10番	荻田 光	11番	日南田貴美	12番 吉儀 良弘
	13番	桜井 陽子	14番	島津 健治	

農地利用最適化推進委員

4. 欠席委員 なし
5. 議事録署名委員の指名 10番 荻田 光 11番 日南田貴美
6. 議事日程

## 第1 付議事項

- 議案第63号 世羅農業振興地域整備計画変更に対する意見聴取について
- 議案第64号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について(利用権設定)
- 議案第65号 農地法第3条の規定による許可申請について(4件14筆)
- 議案第66号 農地法第4条の規定による許可申請について(1件1筆)
- 議案第67号 農地法第5条の規定による許可申請について(5件6筆)
- 議案第68号 非農地証明申請について(1件5筆)

## 第2 報告事項

- (1) 農地法第18条第6項の規定による通知について
- (2) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について
- (3) 農地転用(農業用施設)届出書の受理について
- (4) 農地改良届出書の受理について
- (5) 農業相談について

## 第3 連絡事項

- (1) 今後の日程

7. 出席農業委員会事務局職員 事務局長 大原幸浩・係長 城西 隆志・主査 澤井唯華
8. 委員・事務局職員以外の出席者 産業振興課産業振興係 後迫
9. 傍聴者 なし
10. 会議内容(議長 1番 内海 武博)

(開会) 13時30分  
事務局 はい、では定刻となりましたので総会を開催いたします。注意事項といたしまして、総会中は携帯電話の電源を切るか、マナーモードになっているか確認してください。また、総会中、席を立たれるときは、議長の了解を得て退席をしてください。では会長、挨拶をお願いいたします。

会長

はい、皆さんこんにちは。朝晩がめっきり寒くなって、身体に堪えるような時季になりました。準備運動しながら、身体を動かして作業をする事が必要になるかなと思うようになりました。是非作業には十二分に注意されてください。

今日また読売新聞の切り抜きで資料 2 枚ほど配布させていただきました。先月メタンガスのことについて触れましたが、「米中、気候で協力強調」メタン削減へ共同宣言、犬猿の仲みたいですが、これについては一致した考えをされているようです。そこへ「こぼれ話」と言うのが載ってまして、牛のゲップが気候変動の一因と言うようなことをマスコミが取り上げるようになってきているのが現実です。メタンガスの発生源の一つとして注目されて体重 600 kg の牛 1 頭は 1 日に 10～20 kg エサを食べ、ゲップとともに約 300～500 リットルのメタンガスを吐き出す。メタンは二酸化炭素に比べ温室効果が 25 倍高く、全世界の温室効果ガスの 4% を占める。エサの改良とか肥育期間の短縮などを考えて行かなくてはと。先般、水田からもメタンガスが出ているという報道を聞きましたが、これがいつ我々の農業に大きく影響してくるのかなと言う懸念を持っています。やはり、政治家の皆さんにお願いしていかないといけないのかなと言う気はするんですけども、いきなり言われた時に対応するのではなくて、そのようなことを考えて対応していただかないと、日本に水田が多いですから死活問題に繋がりがねないかなと言う気がしております。他の国では、水田がそんなにある訳じゃありませんので、ドラスティックに水田をやめると極論ですけど。そんな会議の内容になっていく恐れもあると聞き取れる。このようなことを踏まえて、我々は今出来ることを精一杯やって行かなくちゃならない。今後メタンが出ないようなことを考える時期が、遅かれ早かれ来るのかなというようなことを思いました。

では、第 11 回農業委員会総会を開会いたします。現在、在任の委員は 14 人で本日の出席は全員 14 人でございます。世羅町農業委員会会議規則第 6 条の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので総会は成立といたします。

本日の総会の議事録署名は、10 番荻田さん、11 番日南田さんをお願いいたします。

(報告事項)

議長

付議事項に入る前に、権利設定等の関係から「報告事項(1)農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」事務局の報告を求めます。

事務局

はい、議案集 81 ページをご覧ください。「報告事項(1)農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」合意解約の関係でございます。(以下 4 件 8 筆について議案集により報告。)報告については以上です。

議長

はい、次に付議事項に入りますが、新型コロナウイルス対策のため、推進委員さんには 1 名のみ入室し、事務局の説明及び推進委員からの報告を受け、案件ごとに質疑応答まで行いたいと思います。また、待機場所が密となるため、報告が終わられた推進委員はお帰りいただくこととしますのでよろしくお願いたします。

(付議事項)

(議案第63号)

議長           それでは、議案第63号「世羅農業振興地域整備計画変更に対する意見聴取について」を議題といたします。

                この議案は世羅町長より依頼されており、農業委員会の意見を求められています。この件については、世羅町産業振興課より説明をお願いします。

産業振興課     はい、産業振興課産業振興係の後迫です。よろしくお願ひいたします。それでは、議案第63号「世羅農業振興地域整備計画変更に対する意見聴取について」を説明させていただきます。お手元の資料、世羅農業振興地域整備計画変更理由書が内容となっております。今回農用地区域から除外するものは、一部除外を含む10件16筆で除外理由の内訳は、残土処分地1件、墓地用地1件、宅地用地1件、太陽光パネル発電設備7件でございます。編入をするものは1件2筆で、編入理由は中山間地域等直接支払事業の実施地域とするためです。次のページをお開きください。なお、位置番号順に位置図を付けておりますので、併せてご確認をお願いします。最後のA3の地図には、おおよその場所がわかるよう印を付けております。今回、世羅農業振興地域整備計画農用地区域から除外しますものは10件16筆で16,607㎡でございます。具体的な場所、面積などは次の通りでございます。位置番号1、大字別迫字天神迫957-1、958、1,074㎡、除外理由は残土処分地です。位置番号2、大字宇津戸字成光3263-2の一部、22㎡、除外理由は墓地用地です。位置番号3、大字宇津戸字木ノ下3296-1、910㎡、除外理由は太陽光発電パネル設置です。位置番号4、大字宇津戸字木ノ下3297、1,487㎡、除外理由は太陽光発電パネル設置です。位置番号5、大字宇津戸字木ノ下3339、835㎡、除外理由は太陽光発電パネル設置です。位置番号6大字賀茂字桑原2204、2212-1、2212-3、大字賀茂字神田2229、5,636㎡、除外理由は太陽光発電パネル設置です。位置番号7、大字賀茂字桑原2213、1,818㎡、除外理由は太陽光発電パネル設置です。位置番号8、大字賀茂字神田2254-1、2255-1、2256-1、2,546㎡、除外理由は太陽光発電パネル設置です。位置番号9、大字重永字千疋2145-1の一部、495㎡、除外理由は宅地用地です。位置番号10、大字上津田字大石556-1、1,784㎡、除外理由は太陽光発電パネル設置です。以上除外します全ての合計面積は16,607㎡でございます。今回除外しますものは農振法第13条第2項の全ての要件を満たしております。尚、今回の太陽光事業での除外で複数の農地をまとめて一体的な太陽光事業を行うものが3件ございます。1件目、位置番号3、4、5の計3筆、2件目位置番号6の大字賀茂字桑原2204、2212-1、2212-3、位置番号7の大字賀茂字桑原2213計4筆、そして3件目位置番号6の大字賀茂字神田2229、位置番号8の3筆、神田の4筆、こちらは、それぞれ隣接した農地になっておりますので一体的な太陽光事業を行います。

                続きまして編入でございます。位置番号11、大字寺町字奈良之木1863-

1、1865-1、1,670㎡、編入理由は、中山間地域等直接支払事業実施区域とするためです。

以上世羅農業振興地域整備計画変更の案件でございます。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長 はい、産業振興課からの説明が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ございませんか。

議長 原案が適当であると答申するものとして取り扱いますがよろしいでしょうか。

議長 それでは採決いたします。賛成の方は挙手をお願いいたします。(全員挙手)

議長 はい、ありがとうございました。全員挙手により原案が適当であると世羅町長に答申するものとして取り扱います。ありがとうございました。

(議案第64号)

議長 それでは、議案第64号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について(利用権設定)」を議題といたします。この議案は世羅町長より諮問されており、農業委員会の意見を求められております。また、他の権利設定の関係から先に議題としております。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。それでは、別冊議案第64号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について」説明させていただきます。2ページをお開きください。(1期間・2新規再設定・3貸借手数・4地目別について、農用地利用集積計画の集計を概略説明)。

甲山地区 1筆 492㎡(田492㎡)

地目は田圃ですが、畑として管理されるそうです。説明については以上です。

議長 はい、事務局からの説明が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 はい、5番委員さん。

5番 水田を畑として利用するのは、やっぱり届出がいるんですか。

事務局 よろしいですか。

議長 はい、どうぞ。

事務局 田圃を畑として利用する時に届出は必要ありません。この度の申請は、お孫さんにあたられる方が耕作者となり管理するということで申請をされておられます。

5番 はい、分りました。

議長 はい、他にございませんか。

議長 ありませんか。

議長 原案が適当であると答申するものとして取り扱いますが、よろしいでしょうか。

議長 それでは採決いたします。賛成の方は挙手をお願いいたします。(全員挙手)

議長 はい、全員挙手により、原案が適当であると世羅町長に答申するものとして取り扱います。

(議案第 65 号)

議長 続きまして、議案第 65 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」(4 件 14 筆) を議題といたします。

(議案第 65 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の内容)

譲受人	譲渡人	理由(渡・受)	現地調査委員	現況地目	地積
■■■■■	■■■■■	(渡) 高齢で耕作困難となり、農業後継者もいない為譲渡する。 (受) 居住地から近いため。	黒木啓・勝見・藤高	畑 1 筆	576 m <sup>2</sup>
■■■■■	■■■■■	(渡) 財産処分。 (受) 空き家バンクで農地を取得し管理する。	是竹・堀田・湯川	畑 2 筆	119 m <sup>2</sup>
■■■■■	■■■■■	(渡) 農地を相続したが農業経験もなく町外に住んでいるため譲渡する。 (受) 規模拡大したいと考えており、居住地からも至近距離であるため。	稲田・相良	田 5 筆 雑 2 筆 畑 3 筆	12,894 m <sup>2</sup>
■■■■■	■■■■■	(渡) 高齢で耕作困難となり、農業後継者もいない為譲渡する。 (受) 所有地の間にある農地であり、耕作しやすいため。	綿谷・神尾・中村	田 1 筆	1,026 m <sup>2</sup>

議長 報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。(推進委員入室)

議長 はい、それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案集 1 ページをご覧ください。議案第 65 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」です。(議案集により 1 件目について朗読説明。) 以上です。

議長 1 件目について黒木啓之委員さんより報告をお願いします。

黒木啓委員 はい、11 月 21 日 10 時 30 分頃、藤高委員、勝見委員と共に現地の確認を行っております。先ほど説明がありましたように、譲受人さんの自宅裏が該当農地に相当するということで、既に一部は自家用の野菜を栽培されておりますし、それから写真の中で防草シートを張っておりますがここへ果樹を植えたいということで話されておりました。もともときれいに管理がしてある農地であり、特に問題はありませんでした。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。  
(推進委員退室)

議長 次の件の報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。(推進委員入室)

議長 はい、それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案集 1 ページをご覧ください。(議案集により 2 件目について朗読説明。) 以上です。

議長 はい、2 件目については是竹委員さんより報告をお願いします。

- 是竹委員 はい、是竹が報告いたします。11月21日に3名で現地確認に行っておりま  
りました。赤線で囲ってあるところ今現在は、[ ]は野菜、[ ]は  
花畑として使っておられます。空き家バンクで購入されて農業を営んでいくと  
いうことで特に何の問題もないと思いますのでよろしくお願ひいたします。
- 議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんから  
の報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。
- 議長 ありませんか。
- 議長 質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。  
(推進委員退室)
- 議長 次の件の報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。(推進委員入室)
- 議長 はい、それでは、事務局の説明を求めます。
- 事務局 はい、議案集2ページをご覧ください。(議案集により3件目について朗読  
説明。)以上です。
- 議長 はい、3件目について稲田委員さんより報告をお願いします。
- 稲田委員 はい、稲田でございます。去る13日の午前9時から相良委員と2人で現  
地を確認いたしました。現地は、町道[ ]線のすぐ北側に位置しており  
まして、大変陽当たりの良いし、農業環境には大変恵まれた地域でございま  
した。地目は田の5筆、9,883㎡全て水稻栽培がされておりました。畑は3筆  
964㎡全て草刈管理がされておりました。内1枚の畑につきましては野菜を  
栽培されております。雑種地2筆2,047㎡は草刈管理をされておりました。  
今後、畑として整備される計画だと譲受人さんから伺いました。農地法第3条  
第2項に照らしまして何も問題ございませんし、地元の[ ]でもござい  
ます[ ]さんが全てを取得されるということで、1番いいんじゃないかという  
ふうに感じて、調査を終えたわけでございます。以上です。
- 議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんから  
の報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。
- 議長 ありませんか。
- 議長 質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。  
(推進委員退室)
- 議長 次の件の報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。(推進委員入室)
- 議長 はい、それでは、事務局の説明を求めます。
- 事務局 はい、議案集2ページをご覧ください。(議案集により4件目について朗読  
説明。)以上です。
- 議長 はい、4件目について綿谷委員さんより報告をお願いします。
- 綿谷委員 はい、報告いたします。11月13日(土)朝8時から中村委員、神尾委員  
と私3人で現地確認をいたしました。申請地については、今年度は稲を作付け  
して現在、畦畔等の草刈管理をして耕起もされている状況でございます。その  
他については特に気になる点はありませんでした。以上、確認したことを報告  
いたしました。
- 議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんから

の報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。  
(推進委員退室)

議長 はい、それでは、採決いたします。申請通り許可として取り扱う事に賛成の方は、挙手をお願いします。(全員挙手)

議長 はい、全員挙手により、申請どおり許可するものとして取り扱います。ありがとうございました。

(議案第 66 号)

議長 続きまして、議案第 66 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」(1 件 1 筆)を議題といたします。

(議案第 66 号農地法第 4 条の規定による許可申請内容)

申請人	台帳地目等	転用目的等	現地調査委員	現況・種別等
(相続人) [黒塗り]	田 1 筆 1,164 m <sup>2</sup>	農地改良(一時転用) (耕作不便のため一枚の ほ場に整備する) 盛土 1.6m	是竹・堀田・湯川	現: 田 第 2 種農地 農用地区域外

議長 報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。(推進委員入室)

議長 それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案集 23 ページをご覧ください。この案件は、一作、最大で 1 年未  
満耕作できない場合及び盛り土高が 1m を超える場合、農地改良届出によらず、  
農地転用(一時転用)の許可申請が必要となる案件です。では、議案第 66 号  
「農地法第 4 条の規定による許可申請について」です。(議案集により朗読説  
明。)以上です。

議長 1 件目については是竹委員さんより報告をお願いします。

是竹委員 はい、では、報告いたします。11 月 21 日 3 名で現地確認をいたしました。  
25、26 ページをちょっと見て頂きたいんですが、25 ページの赤線で囲って  
ある 3 枚の圃場が 1 つの番地です。26 ページの一番上が高いところから見た  
全体、奥に車が走っているところが県道 [黒塗り] 号線です。一番下の写真をみてい  
ただくとこういった段差がありますのでこれを一つにまとめようと。この写真  
の手前のほうが下の田になりますが、想像していただいたらと思うんですが、  
1 回コンバインが入ったらバックで帰らないといけないような小さな圃場で  
す。なんら問題ないと思いますので、よろしく願いいたします。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんから  
の報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、それでは質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとう  
ございました。(推進委員退室)

議長 はい、それでは、採決いたします。申請通り許可として取り扱う事に賛成の  
方は、挙手をお願いします。(全員挙手)

議長 はい、全員挙手により、申請どおり許可するものとして取り扱います。ありがとうございました。

(議案第 67 号)

議長 続きますして議案第 67 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」(5 件 6 筆) を議題とします。

(議案第 67 号の内容「農地法第 5 条の規定による許可申請について」)

譲受人	譲渡人	台帳地目等	転用目的等	現地調査委員	備考
■■■■■ (所有権移転)	■■■■■	畑 1 筆 346 m <sup>2</sup>	資材置場	黒木啓・勝見・藤高	第 2 種農地 農用地区域外
■■■■■ (所有権移転)	■■■■■	畑 1 筆 586 m <sup>2</sup>	資材置場	黒木啓・勝見・藤高	第 2 種農地 農用地区域外
■■■■■ (所有権移転)	■■■■■	田 1 筆 355 m <sup>2</sup>	進入路、駐車場 (始末書添付)	榎奥・原田・黒木清	第 2 種農地 農用地区域外
■■■■■ (所有権移転)	■■■■■	畑 1 筆 449 m <sup>2</sup>	太陽光発電設備	行吉・勝見・黒木啓	第 2 種農地 農用地区域外
■■■■■ (所有権移転)	■■■■■	畑 2 筆 419 m <sup>2</sup>		行吉・勝見・黒木啓	第 2 種農地 農用地区域外

議長 報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。(推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案集 31 ページをご覧ください。議案第 67 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」です。(議案集により 1 件目・2 件目朗読説明。)

議長 続きますして、4 件目・5 件目も同じ調査員さんですので、先に説明を求めます。

事務局 はい、では、議案集 32 ページをご覧ください。(議案集により 4 件目・5 件目朗読説明。)

議長 はい、それでは 1 件目と 2 件目、4 件目と 5 件目について黒木啓之委員さんより報告をお願いします。

黒木啓委員 はい、まず、67 号の 1 件目・2 件目について報告させていただきます。11 月 21 日 10 時頃、藤高委員・勝見委員と共に現地の確認を行っております。ここは以前にも一度、同様な資材置場への転用という形でご承認を頂いております。すでに前回承認頂いた所は、きちんと工事が行われ資材置き場として運営されておりました。今回、資材置き場を拡張ということで前回承認いただいた隣の農地を転用ということで 1 件目と 2 件目をまとめて確認しました。特に問題は無いと言うふうに判断しております。

それから 4 件目と 5 件目の方は、11 月 15 日、行吉委員、勝見委員と共に確認を行っております。譲渡人は 2 名ですけども、場所が隣接してほぼ同じ区画に隣接している土地になります。現在は雑木と雑草の状況でした。太陽光発電設備への転用という形で、現状のまま使われるということで、用水その他排水も含めて現状のままということで特に問題なしと言うふうに現地調査委員としては判断しました。以上です。



議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。1件目と2件目、4件目と5件目について質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。(推進委員退室)

議長 次の件を報告していただく推進委員の入室をお願いします。(推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案集 31 ページをご覧ください。3番目の項目になります。(議案集により3件目朗読説明。)以上です。

議長 3件目について横奥委員より報告をお願いします。

横奥委員 はい、失礼します。当該用地について、11月13日、黒木清毅委員・原田安雄委員と共に現地確認をいたしました。確認の結果問題なかった事をここで報告いたします。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。(推進委員退室)

議長 はい、それでは、採決いたします。申請通り許可として取り扱う事に賛成の方は、挙手をお願いします。(全員挙手)

議長 はい、ありがとうございます。全員挙手により、申請どおり許可するものとして取り扱います。ありがとうございました。

(議案第68号)

議長 続いて、議案第68号「非農地証明申請について」(1件5筆)を議題といたします。

(議案第68号「非農地証明申請について」内容)

申請人	当該農地	地目地積	かい廃年月日	証明を受けようとする理由	現地調査委員
	■■■■■ ■■■■■ 他4筆	田3筆、畑2筆 5,268㎡ (現況原野)	H12年頃	地目変更	堀田・是竹・茶谷

議長 報告していただく推進委員の入室をお願いします。(推進委員入室)

議長 それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案集 75 ページをご覧ください。議案第68号「非農地証明申請について」です。(議案集により朗読説明。)以上です。

議長 1件目について堀田委員さんより報告をお願いします。

堀田委員 はい、失礼します。去る11月21日午前10時に私と是竹委員・茶谷委員3名で■■■■■の当該農地の調査をいたしました。申請書によりますとかい廃年月日が平成12年頃となっておりますが、H31年のパトロールの時、30年か31年に大雨が降りまして、土砂災害があって、近くの山から当該地番に

土砂が流入をして、これはちょっと原状回復が難しいな、災害復旧できるかと思っておりましたが、R2年のパトロールの時にはB判定の一步手前であると言うふうに私はパトロールのメモにいたしております。前後しまして、この土地5筆の所有者でありました方が、昨年R2年に亡くなりまして、それ以前にも体調不良で数年入院されておりましたから、もう耕作は出来ていなかったという状況であります。今年の夏にこの5筆をパトロールいたしましたところ、明らかにB判定、原状回復は難しい。山ほとりにありますし、非常に排水が悪いことと思います。雑草が繁茂しまして、イノシシの巣になっているというふうなことでB判定という判定いたしております。今回、申請人が町外居住の方になっておりますがおそらく、相続をされた方だろうかと思うんですが、おそらくこの農地のことをご存じないと思います。とてもじゃないが、これは原状回復が難しいということで非農地が妥当だろうと思います。以上判定の方よろしく願いいたします。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 はい10番委員さん。

10番 はい、10番荻田です。地図で見ますと隣に隣接してある[ ]がありますけど、そこは耕作されているのでしょうか。また、出入り口とかそういうものはどうでしょうか。

堀田委員 これは別な所有者です。ここもB判定の手前、もう耕作地権者等々全部亡くなられておまして、今、誰が相続しとるやら分かりませんが、あるいは放牧地で契約されていたことがあるかとも思うんですが、現在放牧の実態は認めておりません。もう、ほんとに山に近い状態です。

議長 はい、ありがとうございました。

議長 よろしいですか。

議長 他に質疑はありませんか。

議長 はい、事務局。

事務局 はい、先ほどの堀田委員さんからの関係に関連させて頂いて、こちらの隣接した[ ]につきまして、所有者が違うということもございますし、今年度、堀田委員さんにも農地パトロールして頂いた中で、予定ですけど今年度で非農地通知する予定になっていると思います。以上です。

議長 ありがとうございました。よろしいですか。

議長 他にはありませんか。

議長 はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。  
(推進委員退室)

議長 はい、それでは、採決いたします。申請通り許可として取り扱う事に賛成の方は、挙手をお願いします。  
(全員挙手)

議長 はい、全員挙手により、申請どおり許可するものとして取り扱います。ありがとうございました。

はい、これで本日の議案は、全てご審議頂きましたのでここで報告事項に移

らせて頂きます。併せて議長も交代いたします。折元副会長よろしくお願ひいたします。

(議長交代・折元副会長が進行)

14時29分

(報告事項)

議長 それでは、報告事項(1)については冒頭に報告がありましたので、報告事項(2)「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」事務局より報告を求めます。

(報告事項(2)「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」の内容)

権利を取得した者	当該農地	地目地積	権利を取得した日	権利を取得した事由
■■■■■	■■■■■ ■■■■■ 他1筆	田1筆 畑1筆 計2,685㎡	R2年8月7日	■■■■■より相続
■■■■■	■■■■■ ■■■■■ 他8筆	田6筆 畑3筆 計5,856㎡	R3年4月16日	■■■■■より相続
■■■■■	■■■■■ ■■■■■ 他4筆	田3筆 畑2筆 計5,268㎡	R2年5月1日	■■■■■より相続
■■■■■	■■■■■ ■■■■■ 他8筆	田6筆 畑3筆 計15,074㎡	H20年6月22日	■■■■■より相続

事務局 はい、議案集82ページをご覧ください。報告事項(2)「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」です。(以下議案集により朗読説明)事務局からは以上です。

議長 事務局からの説明が終わりました。

議長 それでは、報告事項(3)「農地転用(農業用施設)届出書の受理について」事務局より報告を求めます。

届出人	当該農地	地目地積	事業概要	土地利用計画
■■■■■	■■■■■ ■■■■■	畑1筆 19㎡ (現況 雑種地)	農業用倉庫1棟 (始末書提出)	農振該当なし
■■■■■	■■■■■ ■■■■■	畑1筆 54㎡ (現況 雑種地)	農業用倉庫1棟 (始末書提出)	農振該当なし

事務局 はい、議案集84ページをご覧ください。報告事項(3)「農地転用(農業用施設)届出書の受理について」です。これは、農地法施行規則第29条第1項、農地の転用の制限に該当するもので、農地法第4条の例外で、農地法第5条は対象にはなりません。(以下議案集により朗読説明)1件目は平成15年頃に設置され始末書の提出をして頂いております。2件目は昭和50年頃に設置されたもので、始末書を提出して頂いております。以上です。

議長 それでは、報告事項(4)「農地改良届出書の受理について」事務局より報告を求めます。

事務局 はい、議案集93ページをご覧ください。報告事項(4)「農地改良届出書の受理について」です。こちらは、1年未満耕作できない場合及び盛り土高が1mを超えない場合につきましては、事前に農業委員会に届け出た農地改良届に

よりまして、被害防除計画等が確認できれば、農地転用の一時転用許可申請は、不要な案件です。届出者は[REDACTED]、当該農地は[REDACTED]の1筆710㎡です。工事施工理由及び改良後の利用目的ですが、農地の基盤整備を行って、完了後は果樹等の作付けを検討していく予定でございます。工事期間は、令和3年10月から令和4年9月までになります。以上です。

議長 事務局からの説明が終わりました。

議長 それでは、報告事項(5)「農業相談について」事務局より報告を求めます。

事務局 はい、議案集98ページをご覧ください。報告事項(5)農業相談です。令和3年11月10日(水)大田自治センターで上野委員・鈴木委員と事務局で行いましたが、相談はございませんでした。以上です。

議長 事務局からの説明が終わりました。

(連絡事項)

議長 それでは、連絡事項(1)「今後の日程について」事務局から連絡をお願いします。

(連絡事項(1)「今後の日程について」内容)

月日	内容	場所	出席予定者	備考
12月1日	農業相談	大見自治センター	荻田委員 安井委員	9:30~
12月8日	世羅町農業委員会役員会	世羅町役場南館2階 打ち合わせ室	役員全員	9:30~
12月22日	第12回世羅町 農業委員会総会	世羅町役場南館 3階会議室2	委員全員	13:30~

事務局 はい、それでは、議案集99ページをご覧ください。(以下、議案集により朗読説明)以上です。

議長 それでは、事務局から何かございますでしょうか。

事務局 はい、今年度6月末から9月末にかけて農地利用最適化推進委員の方に農地パトロールを行って頂きました。その関係で、今月末に農地が十分に管理できていないと見受けられる農地につきましては、「利用意向調査」を該当する方へ送付させていただく予定です。件数は163件で347筆です。その後、来月末になると思いますが、今度は農地の確認をさせて頂いた中で、B判定、復旧が出来ないと言うものに関しまして、「非農地通知」を12月末には該当される方へ送付をさせていただく予定になっております。件数等がまだ確定しておりませんので今後の総会で報告させていただきます。以上です。

議長 はい、それでは委員さんの方から何かあるでしょうか。

2番 163件で347筆の意向調査は最適化推進委員がやるんですか。

事務局 最適化推進委員さんが現地確認し報告されたものについて、事務局で対象者に通知によりするものです。

2番 はい、了解です。

議長 他には何かございますでしょうか。

議長

ありがとうございました。これを持ちまして第11回世羅町農業委員会総会を終了いたします。本日の会場の片付けは8番委員から14番委員さんをお願いします。

(閉会)

14時28分